

## 宮崎市社会福祉審議会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎市社会福祉審議会条例（平成12年条例第19号。以下「条例」という。）の規定に基づき、宮崎市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (専門分科会の調査審議事項)

第2条 条例第7条第1項に規定する専門分科会は、別表1に掲げる事項について調査審議する。  
2 前項に掲げる事項以外の重要または異例な事項については審議会に諮るものとする。

### (審査部会の調査審議事項)

第3条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定により設けられる審査部会は、別表2に掲げる事項について調査審議する。

### (専門分科会等の会議の特例)

第4条 条例第8条第5項および第9条第4項の規定にかかわらず、次に掲げる専門分科会および審査部会の会長は、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、委員に対し書面で意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

- (1) 民生委員審査専門分科会
- (2) 身体障がい者福祉専門分科会審査部会

2 前項第1号の分科会について、書面により意見を求める場合、分科会委員の半数以上より意見の聴取を行うことができれば、審議を進めることができる。

### (専門分科会等の開催および議決の条件)

第5条 専門分科会および審査部会を開催する場合、委員の半数以上の出席がなければ会を開催することはできない。  
2 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは議長がこれを決する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

### 附 則

この要領は、平成26年4月1日より施行する。

### 附 則（平成26年12月1日伺定）

この要領は、平成26年12月1日より施行する。

### 附 則（平成27年11月2日伺定）

この要領は、平成27年11月2日より施行する。

### 附 則（令和3年4月1日伺定）

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

別表1 専門分科会の調査審議事項（第2条関係）

分科会名	審議事項
民生委員審査専門分科会	<p>民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項</p> <p>①民生委員・児童委員の推薦に際しての適否の審査に関する事項</p> <p>②民生委員・児童委員の再推薦に際しての審査に関する事項</p> <p>③民生委員・児童委員の解職の具申に際しての審査に関する事項</p>
身体障がい者福祉専門分科会	<p>身体障がい者の福祉に関する事項</p> <p>①身体障がい者居宅生活支援事業の制限又は停止に係る事項</p> <p>②市の設置する身体障がい者更生援護施設の事業の停止又は廃止に係る事項</p>
児童福祉専門分科会	<p>児童、妊産婦、精神薄弱者及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項</p> <p>①児童福祉施設の事業の停止に係る事項</p> <p>②許可を受けていない児童福祉施設の事業の停止又は施設の閉鎖に係る事項</p> <p>③母子寡婦福祉資金の貸付の停止</p> <p>④就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項</p> <p>⑤児童福祉法第34条の15に規定する家庭的保育事業等の認可（平成26年6月25日法律第79号）</p> <p>⑥児童福祉施設の認可に係る事項</p>
高齢者福祉専門分科会	<p>高齢者の福祉に関する事項</p> <p>①老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの事業の制限又は停止に係る事項</p> <p>②養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止又は認可の取り消しに係る事項</p>

別表2 審査部会の調査審議事項（第3条関係）

部会名	審議事項
身体障がい者福祉専門分科会審査部会	<p>身体障がい者手帳交付に関する事項、更生医療を担当させる医療機関に関する事項及び特別障がい者手当等に関する事項</p> <p>①身体障がい者手帳交付に係る障がいの程度の審査判定</p> <p>②身体障がい者手帳交付に係る医師の指定及び指定の取り消し</p> <p>③更生医療を担当させる医療機関の指定及び指定の取り消し</p> <p>④特別障がい者手当等の認定に係る審査判定</p>